

小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズの使用に  
関する要綱

〔平成 26 年 3 月 3 日〕  
〔 25 小市政第 468 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズ  
(以下「ロゴマーク等」という。)の使用(キャッチフレーズのみの使用  
を含む。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、  
小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズ使用許可申請書(様  
式第 1。以下「申請書」という。)を市長に提出し、その許可を受けなけ  
ればならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限  
りでない。

- (1) 市が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校その他の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の許可)

第 3 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査  
し、適当と認めたときは、ロゴマーク等の使用を許可し、その旨を小牧  
市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズ使用許可(変更)通知書  
(様式第 2)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する許可を与える場合において、必要な条件を付  
すことができるものとする。

(使用の不許可)

第 4 条 市長は、第 2 条の規定により申請された内容が、次の各号のい  
ずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を許可をしないこととし、  
その旨及びその理由を小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレー  
ズ使用不許可通知書(様式第 3)により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそ  
れがあるとき。

- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 第3条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた使用目的及び使用方法で使用する事。
- (2) 別に定めるブランドロゴマニュアル(Brand logo manual)に従って正しく使用すること。ただし、市長が適当と認めた場合は、この限りでない。
- (3) ロゴマーク等を使用した物件が完成したときは、速やかに当該物件を市長に提出すること。ただし、物件の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって物件の提出に代えることができるものとする。
- (4) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(使用料)

第6条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(許可内容の変更)

第7条 使用者は、許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズ使用許可変更申請書(様式第4)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき許可の内容の変更が適当と認めたときは、その旨を小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズ使用許可(変更)通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 第3条第2項及び第4条の規定は、前2項の場合について準用する。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すとともに、その旨及びその理由を小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズ使用許可取消通知書(様式第5)により使用者に通知するものとする。

- (1) 第4条各号に該当すると認められるとき。

(2) 第5条に違反すると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による許可の取消しにより使用者に生じた損害について、その責めを負わない。

3 第1項の規定により許可を取り消された者は、ロゴマーク等を使用した物件を使用してはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市地域ブランドロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市地域ブランドロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年2月2日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市地域ブランドロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱の規定に基づいて作成されている用紙（様式第1及び様式第4に限る。）は、改正後の小牧市都市ブランドロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第 1 (第 2 条関係)

小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズ使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住 所

氏 名

(団体名及び代表者名)

電 話

メールアドレス

小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズを下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用目的及び使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
添付書類	企画書 (レイアウト、原稿等)

小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズの使用に関する要綱第 8 条第 1 項各号に該当すると認められた場合には、直ちにロゴマーク等の使用を中止し、市長の指示に従うことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第2（第3条、第7条関係）

小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズ使用許可（変更）通知書

第 号  
年 月 日

様

小 牧 市 長 印

年 月 日付けで申請のあったロゴマーク等の使用について、下記のとおり許可します。

記

使用目的及び使用方法	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

- (1) 指示された色、形等の規格に沿って正しく使用してください。
- (2) 使用許可を受けた使用目的及び使用方法で使用してください。
- (3) 提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズ使用許可変更申請書を提出してください。
- (4) ロゴマーク等を使用した物件の完成後は、当該物件を速やかに市長に提出してください。ただし、当該物件の提出が困難な場合は、写真の提出をもって代えることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第4条関係）

小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズ使用不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

小 牧 市 長 印

年 月 日付けで申請のあったロゴマーク等の使用については、下記の理由により許可できません。

記

理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 4 (第 7 条関係)

小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズ使用許可変更申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住 所

氏 名

(団体名及び代表者名)

電 話

メールアドレス

下記のとおり小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズの使用許可の内容を変更したいので申請します。

記

	変更前	変更後
使用目的及び使用方法		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
備考	許可番号 第 号	変更内容は別添のとおり

小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズの使用に関する要綱第 8 条第 1 項各号に該当すると認められた場合には、直ちにロゴマーク等の使用を中止し、市長の指示に従うことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 5 (第 8 条関係)

小牧市都市ブランドロゴマーク・キャッチフレーズ使用許可取消通知書

第 号  
年 月 日

様

小 牧 市 長 印

年 月 日第 号で許可をしたロゴマーク等の使用については、下記の理由により許可を取り消します。

記

理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。